

個人情報・個人信用情報の保護に関する検討経緯

- 1998年 6月12日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会が報告書を公表
- 1999年 7月6日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会が「論点・意見の中間的な整理」を公表
- 11月19日 個人情報保護検討部会が「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を公表
- 2000年 6月2日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」を公表
- 10月11日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」をとりまとめ、公表
- 12月21日 金融審議会総会が「金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方」を公表
- 2001年 3月27日 個人情報の保護に関する法律案、閣議決定・国会提出
- 3月28日 金融審議会金融分科会特別部会（第1回）開催
- 4月9日 産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会（第1回）開催
- 4月11日 金融審議会金融分科会特別部会（第2回）開催
- 4月16日 金融審議会金融分科会特別部会・産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会合同会議開催
- 5月17日 金融審議会金融分科会特別部会（第4回）開催

6月21日 金融審議会金融分科会特別部会（第5回）開催

10月5日 金融審議会金融分科会特別部会（第6回）開催

2002年 12月13日 個人情報の保護に関する法律案、審議未了のまま廃案

2003年 3月7日 個人情報の保護に関する法律案、閣議決定・国会再提出

5月23日 個人情報の保護に関する法律成立（5月30日公布）

12月5日 個人情報の保護に関する法律施行令制定（12月10日公布）

平成12年12月21日

金融審議会総会

金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方

個人情報信用情報保護・利用の在り方に関して、当審議会第二部会では、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を踏まえ、個人情報保護基本法制(以下「基本法制」という。)に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から、その具体的な内容及び手法や、基本法制を施行する上での自主ルール・ガイドラインの在り方等について検討を行った。

また、第一部会においては、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について審議する過程で、顧客の個人情報を第三者と共有することに関し、プライバシー保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘された。

他方、基本法制の施行に当たっては、主務大臣が所管業界の個人情報の取扱いの実態を勘案した監督上のガイドラインを示すこと等が想定されており、こうした観点も含め金融庁の所管する事業者を対象に総合的な検討が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、当審議会としては、基本法制の各規定との整合性の確保や、全体としての実効性確保に配慮しつつ、従来議論の対象としてきた個人情報にとどまらない金融分野における個人情報の保護・利用に関し、取り扱われる個人情報の特性等に応じた重層的な措置を講ずることを念頭に、基本法制の今後の立案作業の進捗状況をみながら、法制上の措置その他の必要な措置について鋭意検討を進めていくべきと考える。

以上

主要検討分野(案)

1. 金融取引に係る個人情報の同一企業内での多目的利用及び同一グループ内での複数企業による共同利用に関するルール
2. 信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システムに関するルール

産業構造審議会割賦販売分科会 及び同分科会個人情報情報小委員会について

平成13年4月

1. 産業構造審議会割賦販売分科会の所掌事務

割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること（政策審議機能）

※ 割賦販売法の施行に関する事務（法施行機能）については、消費経済審議会の所掌事務となっている。

2. 割賦販売分科会の当面の審議事項

個人情報情報の保護等に関する制度整備の在り方に関する検討

金融機関、貸金業者、クレジット業者等の与信業者が顧客に対する与信の判断を行う際に利用する「個人情報」の保護等の在り方について、従来行われてきた検討、個人情報保護に関する基本法制（本年3月27日に閣議決定）との整合性等を踏まえて、望ましい制度整備の在り方について検討を行う。

3. 個人情報情報小委員会の設置

個人情報情報の保護等に関する制度整備の在り方について、専門的な検討を行うため、割賦販売分科会の下に「個人情報情報小委員会」を設置する。

(別 添)

- 産業構造審議会割賦販売分科会 委員名簿
- 産業構造審議会割賦販売分科会個人情報情報小委員会 委員名簿